

不正行為処分取り消しのお願い

- (1) 去る1月22日実施の原価計算論(松岡氏)の試験で、不正行為と認定され、調書の作成と反省文の提出を命じられた、演習生■■■■より反省文を受け取りました。それに基づき、24日の教授会にて事情を説明いたしましたところ、教授会メンバーより、一定の理解とともに、本人の撤回に関する意思が明確でないとの意見をいただき、再度確認いたしました。■■■■本人とともに他の二名につきましても、「事は終了した」ものとの認識があり、いささかも処分を受けるとの認識がないことが分かりました。
- (2) どんなに小さくともこれは処分であることを説明いたしましたところ、■■■■本人は処分の撤回をお願いしたいとの意思を表明いたしました。他の二名に関しましては、「もう関わりたくない」とし、特別に撤回のお願いをしたくないと表明したとの事です。
- (3) ■■■■本人の撤回に関するお願いの意思を基本に、以下の諸点に基づき、学生部委員会に、この事案の撤回をお願いいたします。
- 1) 試験が本来持ち込みであったこと(教科書のみ)。
 - 2) 板書では持ち込みの点が明示されなかったこと。
 - 3) ノートはあくまで自筆で、1年間受講して本人が作ったものであること。
 - 4) 一度の警告も発せられていないこと。
 - 5) 参照する以前で、それを見ていないこと。
 - 6) 見たとしても自筆ノートはカンニングとは考えられないこと。
 - 7) 本人は初めての経験でもあり、気持ちが動転して不正行為を認定していること。
 - 8) 本人は処分との意識を持っておらず、すんだことと考えていたこと。
- (4) こうした程度の行為によって、処分が行われ、その記録が残されることはきわめて問題があるものと考えます。■■■■本人の反省文ならびに撤回に関する要望書をご検討いただき、不正行為処分をお取り消しいただきますようお願い申し上げます。

以上

経営学部 樋口克次

2003年2月6日

学長

学生委員長

門田俊夫

不正行為に関わる件（報告）

1月22日（水）第4限 C-41教室で実施

科目：原価計算論（松岡先生）

監督者：松岡、松本

持ち込み条件：教科書、電卓

（発端）

非常勤講師松岡俊三先生から、1月24日付けで「参照条件に違反した学生3名を不正行為として挙げたことで、樋口先生から審問・査問された」旨の文書が、学長・学生委員長宛ての封書で大学に送付されてきた。

（概要）

試験開始後、30分ほど経過したところで、監督の松岡先生が、3名の学生を教務まで連れられてこられた。そこで、不正行為を担当する学生部の田中課長が対応した。内容は、「ノートの持ち込みは不可」であったにもかかわらず、机に出していたので、同室監督者の松本先生とも相談の上、不正行為と判断した」とのことであった。

田中課長は、学生3名と面談の上、規則にのっとり「反省文」の提出を求めて、その場は終わった。その後、3名のうちの1名が、ゼミ担当の樋口先生の研究室に行き、泣きながら実情を訴えたようである。その訴えを聞いた樋口先生が、疑義をもたれたのか、5限終了後（松岡先生は5限、夜1限にも試験があった）、教務部長室で松岡先生に問い質した。その場には、教務の藤原課長、学生部の田中課長、そこに居合わせていたと思われる本田先生が、樋口先生から聞いておいてほしいとの依頼を受けて同席した。松岡先生は、松本先生にも同席してもらいたいとのことだったが、帰宅されて連絡がつかなかったとのことだった。

樋口先生が問い質した内容は、おおむね

1. なぜ不正行為として挙げたのか
2. 注意事項は板書したのか
3. 教科書がよくて、ノートはなぜだめなのか
4. 教授会で問題にしたい

といった点であったようである。

なお、反省文は後日3名から提出された。田中課長によると、松本先生に翌日お聞きしたら、不正行為として挙げることを「了解した」とのことであり、また、松岡先生として

も、「持ち込み条件については、試験開始時に繰り返し口頭で説明をしたし、講義中、さらには教務の掲示板にもその旨を明記していた」とのことだった。

ちなみに、C-41 での受験者数は 144 名だった。

1月22日(水) 第4限 C-41 教室で3名の不正行為者がでる。

- ・ 学生部で3名に対応(反省文の提出等を求める)。
- ・ その後、内1名がゼミ担当の樋口先生の研究室に行き、実情を訴える。
- ・ 樋口先生、学生部に、事情を聞きにくる。
- ・ 5限終了後、樋口先生、松岡先生と面談(田中課長、藤原課長、本田先生が同席)。
- ・ その後、松岡先生、同室の監督者松本先生に TEL。

1月23日(木)

- ・ 藤原次長、田中課長、松本先生に事情を聞く。

1月24日(金)

- ・ 樋口先生、経営学部教授会において、「不正行為」について発言。

1月25日(土)

- ・ 松岡先生、本田先生に TEL。

1月30日(木)

- ・ 学長から「松岡先生から、手紙を受け取っている」との連絡を受ける。

1月31日(金)

- ・ 藤原課長、田中課長からそれぞれ事情を聞く。

2月3日(月)

- ・ 藤原次長から、「樋口先生および学生から「不正行為処分取り消しのお願い」が委員長宛で提出されている」旨の連絡を受ける。

2月6日(木)

- ・ 学生委員会で、この件について話し合う。
- ・ 松本先生に事情を聞く。
- ・ 本田先生に事情を聞く。

事実確認は、以上のとおりだが、今回のケースは監督者2名が「不正行為」と判定しているのであって、不正行為の質の軽重にかかわらず、これに従うのが本筋である。自らのゼミ生が不正行為として挙げられたことで、教員がましてや副学部長の立場にあるものが、ルールにのっとって行動した監督者の先生に詰問することは、前代未聞である。さらには、正当な理由なくして、ゼミ生ともども、学生委員長あてに、「処分取り消しのお願い」を提出するにいたっては、到底理解できるものではない。こういったルール違反は厳に慎んでいただかなくてはならない。

大阪経済大学学長 [REDACTED]
大阪経済大学 学生委員長 門田俊夫 先生

非常勤講師

03.1.24. 松岡俊三

いつも非常勤としてお世話になり、有り難うございます。

過日、1月22日4限 原価計算 5限 工業会計論 I限 原価計算(2部)の期末試験の実施に際してお手数をお掛けしました。有り難うございました。

4限 原価計算の試験中試験の参照条件に違反した女子学生3名を不正行為として挙げました。試験監督は私、松岡と松本先生の二人でした。3人の内2人は5限後に私の方へ謝りに来ました。当人たちも心から反省している様子がうかがえ、後々受ける試験を参考文献、持ち込み条件等注意して試験はしっかり頑張りなさいと言ってかえました。彼女たちも心から反省しているようでした。学生の違反罰則については軽微であることを期待しています。

次の5限の工業会計論の試験が終わって教員控室で、答案を事務方に渡している頃、経営学部の樋口先生からちょっとお聞きしたいことがあるからと呼び出しがあり、事務室のある控室で、会計パートの本田先生をはじめ、学生部の課長 田中さん、教務の藤原さん、それに私、松岡、及び樋口先生の5人いる中で、樋口先生からおよそ20~30分間、何故挙げたか、警察でも最初の2、3回は注意してそれでもきかない場合に限って次の手段をとるのに・・・とお叱りを受け、その他の事柄にも関し、審問・査問されました。3人の女子の内一人は樋口先生のゼミ生だったようです。

この会議(集まり)が表面上、カンニングの状況説明の一面でもありました。不正行為の発覚時、同じ監督にあたられていた試験監督の松本先生もご存知のなかで、私が学生課の方に連絡に走ったわけです。松本先生にも同席を・・・と発言しましたが、既にお帰りのようで連絡はつかなかったようです。

この会議が学生委員会であったのか、教務委員会であったのかはつきり私には理解できません。受験のルール違反を挙げなかった方が良かったのかとも後から感じる次第です。後のこの会議は何の会議であったのか疑問が解けません。

私は大阪経済大学における学生指導、教育指導等におきまして特別の教育方針・風土を知らず、理解できていません。このような私でありますゆえ、一層の御指導をお願い致したく存じます。

以上

全く正しくない	かなり正しくない	少しは正しくない	少しは正しい	かなり正しい	全く正しい
<input type="radio"/>					

Q4] “今回のカンニング処置の決定”が“教授会による不正処置”であるならば、“不正処置でも「教授会決定の不可侵性」にもとづき、経営学部教授会の決定にしたがって正しい手続き”とみなすべきか、あるいは、“不正処置だから社会倫理を優先して不正な手続き”とみなすべきか、あなたの意見をお聞きます。該当するところに1つだけ✓してください。

“不正処置だから社会倫理を優先して不正な手続き”とみなすべき	どちらともいえない	“不正処置でも経営学部教授会の決定にしたがって正しい手続き”とみなすべき
<input type="radio"/>		

Q5] “今回のカンニング処置の決定”が“多数決にもとづく教授会による不正処置”であるならば、その責任は誰にあると思いますか。それぞれについて該当するところに1つだけ✓してください。

	最も責任あり	かなり責任あり	やや責任あり	どちらともいえない
北村経営学部長・理事	<input checked="" type="radio"/>			
樋口副学部長	<input checked="" type="radio"/>			
北村・樋口主導の執行部に賛成した教員	<input checked="" type="radio"/>			
北村・樋口主導の執行部に反対した教員				

Q6] “今回のカンニング不正処置”の後、樋口副学部長は学生委員長になり、“カンニング行為を教育的指導する最高責任者”になりました。このような人事は“適切であった”と思いますか。該当するところに1つだけ✓してください。

全く不適切	かなり不適切	少しは不適切	少しは適切	かなり適切	全く適切
<input type="radio"/>					

ご協力ありがとうございました

大学は、教人の個人の利権の為のToolでは無い。それに知れない思考回路。利権を好む人は、政治の世界、医療の世界、大学...どこにでもいるが、顧客である若の学生をいかにして有利に有利は全く無い苦!

私は樋口先生が監督の試験を2回受けた事だ
 樋口先生は、その2回共カンニング行為をしている生徒を見つけ処置(学生部に連絡)していました。なので今回のアンケートの内容が少し信じられません。でも昔井先生の話を信じたいです。先生の話を信じたとしても自分の目で見た事実もあると、ほとんど自業自得です。でもカンニングは許せないので、していないと先生方(教授会)が決めたならそれは間違っていると思います。

ご協力ありがとうございました